



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

競争的な電力市場のために

平成30年2月20日
公正取引委員会事務総局

ガイドラインによる明確化

「適正な電力取引についての指針」を経済産業省と共同で策定し、全面自由化された小売分野において独占禁止法上違法となるおそれがある行為を明確化。

- 特定の需要家に対する不当な安値設定等
- 部分供給の拒否等
- 他の小売電気事業者からの戻り需要に対する不当な高値設定
- 不当な違約金・精算金の徴収
- スイッチング手続における不当な妨害
- 他の小売電気事業者に関する需要家への不当な情報提供 等

情報収集の強化

独占禁止法違反被疑行為に関する電力分野専用の情報提供窓口を設置。
(<https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail2.cgi?d=nouden>)

法執行

【北海道電力(株)に対する警告(平成29年6月30日)】

- 北海道電力は、平成28年3月、特別高圧・高圧の電力供給に関し、新規の需要家に対しては、利用形態に応じて最も電気料金が安くなることが見込まれる「最適メニュー」を適用する一方、戻り需要家に対しては、1年間標準料金を適用する方針を決定。
 - 北海道電力は、上記方針に基づき、平成29年3月までの間に、従前、最適メニューを適用していた需要家も含め、全ての戻り需要家に対して標準料金を適用し、戻り需要家によっては、最適メニューに比べて高額な電気料金で電力供給。
- 独占禁止法第19条(差別対価)の規定に違反するおそれがあるとして警告。

- 今後とも、新規参入者を不当に排除する行為に対しては、独占禁止法を厳正に運用。

ベースロード電源の状況

- いわゆるベースロード電源（原子力、一般水力（流れ込み式）、石炭等）のほとんどは旧一般電気事業者等が保有。

〔参考：ベースロード電源の保有シェア（発電能力ベース）〕 出典：経済産業省 電力調査統計（平成29年7月）
旧一般電気事業者76.4%，電源開発（株）11.8%，地方自治体1.9%，独立系発電事業者8.0%，新電力1.9%

- ベースロード電源の新設は困難。



ベースロード電源にアクセスできないことによる影響

- 構造的な競争条件の格差となって、全面自由化で期待されていた小売分野での有効な競争を妨げているおそれ。
 - 新電力の電力調達コストは構造的に高くならざるを得ないため、競争が十分に機能していないのではないか。
 - 料金単価が低い大口の高負荷需要家への新規参入が困難になっているのではないか。

- 小売分野での競争を有効に機能させるためには、独占禁止法による事後規制だけでは限界があり、新電力によるベースロード電源へのアクセスの機会を増やすことも必要。



ベースロード電源へのアクセス方法について

- 現在検討されているベースロード電源市場は、新電力のベースロード電源へのアクセスの機会を増やし、卸調達における格差是正につながる可能性（十分な数量が適切な価格で市場に提供されることが重要）。
 - 公正取引委員会としても、卸売分野（ベースロード電源市場も含む）における不当な取引拒絶等の独占禁止法違反行為には厳正に対処する方針。
- 必要に応じて、制度上の対応も選択肢として検討することが望ましい。

旧卸電気事業者等による卸供給について

- 旧卸電気事業者(電源開発株式会社等)や旧卸供給事業者(地方自治体等)は、全面自由化の趣旨を踏まえ、従来の卸売契約をゼロベースで見直し、経済合理性に基づいて売電先を再検討することが競争政策の観点からは望ましい。
 - 旧卸電気事業者自身や地域住民等の利益にもつながる。
- 売電先を変更しようとする発電事業者に対して、不当にこれを妨げる行為に対しては、厳正に対処する方針。